

新しい原料原産地表示制度 関係規程集

修正箇所一覧表（令和元年9月版からの修正）

○ 令和2年3月27日及び7月16日に「食品表示基準」と「食品表示基準 Q&A」が、両日及び6月18日に「食品表示基準について」がそれぞれ改正されました。最新の規程類は消費者庁のウェブサイトをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

※ 以下の表は修正内容ごとに整理を行っており、修正箇所の頁が前後している場合がありますのでご了承ください。

※ 赤字は6月18日及び7月16日の改正に伴う修正です。

食品表示基準（抜粋）

修正箇所	修正後	修正前
3頁 第三条第一項の表「名称」の欄 60頁 第二十九条 八	生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳	生乳、生山羊乳及び生めん羊乳
52頁 第二十条の表「生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡する場合」の欄 58頁 第二十五条の表「設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合」の欄	【前略】生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、 【以下略】	【前略】生乳、生山羊乳、生めん羊乳、【以下略】
3頁 第三条第一項の表「保存の方法」の欄 39頁 第十条第四項の表「保存の方法」の欄 61頁 第三十二条第一項の表「保存の方法」の欄 62頁 第三十二条第二項の表2つ目の項目名及び表示の方法欄 63頁 第三十二条第二項の表3つ目の項目名及び第三十二条第三項 九 64頁 第三十二条第五項の表「保存の方法」の欄 67頁 第三十七条 八	食品衛生法第十三条第一項の規定	食品衛生法第十一条第一項の規定
37頁 第十条第一項 十五	食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項	食肉製品（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第一条第一項第四号に掲げるものに限る。）に関する事項
39頁 第十条第四項の表「保存の方法」の欄及び「消費期限又は賞味期限」の欄 40頁 第十一条の表「容器包装に入れなくて販売する場合」の欄 44頁 第十五条第一項 十二	食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）	食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。）
29頁 第五条第一項の表（2か所） 37、38頁 第十条第一項 二十及び二十四 40頁 第十一条第一項の表（2か所） 44頁 第十五条 十七及び二十一	ふぐ加工品	ふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）
33頁 第七条の表 「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の欄	2 低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第三欄に定める基準値以下である場合にすることができる。	2 低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第三欄に定める基準値に満たない場合にすることができる。
64頁 第三十二条第四項	前項六号の表示【以下略】	前項五号の表示【以下略】

修正箇所	修正後	修正前
7頁 第三条第一項の表「添加物」の欄	4 1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定める用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料 【以下略】	4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料 【以下略】
30頁 第七条の表「特色のある原材料等に関する事項」の欄	1 【中略】、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1608号）第三条に規定するものをいう。）、有機加工食品【以下略】	1 【中略】、有機畜産物、有機加工食品【以下略】
10頁 第三条第二項の表「アスパルテームを含む食品」の欄の下に、右の欄を追加する。	指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。） 食品関連事業者の連絡先 指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨 体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連業者に連絡すべき旨	「指定成分等含有食品（〇〇）」と表示する（〇〇は、指定成分等（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品の項において同じ。）の名称とする。）。 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。 「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。 「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。
28、29頁 第五条第一項の表 「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」及び「不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合」の欄	【前略】食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（指定成分等含有食品、特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）、【中略】食肉製品（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）の項の【以下略】	【前略】食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）、【中略】食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。以下この表において同じ。）の項の【以下略】
37頁 第十条第一項 九の次に、右の号を追加する。	九の二 指定成分等含有食品に関する事項	
43頁 第十五条第一項 七の次に、右の号を追加する。	七の二 指定成分等含有食品に関する事項	
40頁 第十一条の表 「容器包装に入れなくて販売する場合」の欄	【前略】L-フェニルアラニン化合物を含む旨 指定成分等含有食品に関する事項 乳児用規格適用食品である旨	【前略】L-フェニルアラニン化合物を含む旨 乳児用規格適用食品である旨
42頁 第十三条第一項二号	二 別表第二十三に掲げる事項にあつては容器包装（容器包装に入れなくて販売される業務用加工食品の場合、名称にあつては、送り状、納品書等又は規格書等）に、【以下略】	二 別表第二十三に掲げる事項にあつては容器包装（容器包装に入れなくて販売される業務用加工食品の場合、名称にあつては、送り状、納品書又は規格書等）に、【以下略】

以下については、令和3年6月1日施行

修正箇所	修正後	修正前
42頁 第十三条第一項二号の表「原料用果汁」の欄及び「原料用濃縮コーヒ」の欄	【前略】食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する【以下略】	【前略】食品衛生法施行令第三十五条第十九号に規定する【以下略】
42頁 第十三条第一項二号の表「原料用魚肉すり身」の欄	【前略】食品衛生法施行令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそうざい製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた【以下略】	【前略】食品衛生法施行令第三十五条第十六号に規定する魚肉練り製品製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた【以下略】
42、43頁 第十三条第一項二号の表「乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるもの」の欄	【前略】食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（乳酸菌飲料及び清涼飲料水の製造をする営業に限る。）、同条第十一号に規定する菓子製造業、同条第十三号に規定する乳製品製造業、同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業、同条第十五号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそうざい製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた【以下略】	【前略】食品衛生法施行令第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉練り製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた【以下略】

食品表示基準について（抜粋）

修正箇所	修正後	修正前
1頁、4頁	(13)～(15)	(12)～(14)
5頁	1～3は削除 平成29年9月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間は、【以下略】	1～3（略） 4 平成29年9月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間は、【以下略】

食品表示基準Q & A（抜粋）

修正箇所	修正後	修正前
1～3頁（総則－14）～（総則－18）の間番号及び同頁中の文章に引用されている間番号	（総則－15）～（総則－19） （※総則－12の次に新たな問いが追加されたことにより、総則－13以降の番号が一つずつ後ろにずれています。）	（総則－14）～（総則－18）
11頁 附則（抜粋）（附則－4）	削除	附則（抜粋） （附則－4）【以下略】
21頁（原原－11）の答2	この場合、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体でみる	なお、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体でみると同

	と同じ原材料が複数回表示されることがありますが、当該原材料を合算して比較する必要はありません。	じ原材料が複数回表示される場合には、合算は行わないこととします。														
26頁（原原－13）の次に新たな問いを追加	（原原－14）食品表示基準別表第4の規定に基づき、原材料をまとめ書きしている場合（「ソース（〇〇、△△）」等）、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。 （答） 1 個別の規定に基づき、「ソース（〇〇、△△）」、「衣（〇〇、△△）」、「めん（〇〇、△△）」、「具（〇〇、△△）」等、まとめ書きしている場合、原材料単位で見て重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。 2 この場合、まとめ書きすることにより、製品全体で見ると同じ原材料が複数回表示されることがありますが、当該原材料を合算して比較する必要はありません。															
26～82頁（原原－14）～（原原－67）の間番号及び同頁中の文章に引用されている間番号	（原原－15）～（原原－68） （※原原－13の次に新たな問いが追加されたことにより、原原－14以降の番号が一つずつ後ろにずれています。）	（原原－14）～（原原－67）														
60頁（原原－41）の答3及び答5 例2の次に新たな例を追加例3～5の番号	（原原－42） （答） 3 【前略】生鮮原材料名に対応させて「〇〇製造」と表示することはできません。ただし、例3のような表示を行うことは可能です。 5 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、（原原－20）で示した【以下略】	（原原－41） （答） 3 【前略】生鮮原材料名に対応させて「〇〇製造」と表示することはできません。 5 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、（原原－19）で示した【以下略】														
	《例3：中間加工原材料の製造地表示（一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示）》 （りんご果汁を購入し、使用している場合）															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>清涼飲料水</td> </tr> <tr> <td>原材料名</td> <td>りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>原料原産地名</td> <td>りんご果汁の製造地は、この面の下部に記載</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td>500ml</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>この面の下部に記載</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください</td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td>××株式会社▼東京都千代田区永田町××××</td> </tr> </tbody> </table>	名称	清涼飲料水	原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC	原料原産地名	りんご果汁の製造地は、この面の下部に記載	内容量	500ml	賞味期限	この面の下部に記載	保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください	製造者	××株式会社▼東京都千代田区永田町××××	
名称	清涼飲料水															
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC															
原料原産地名	りんご果汁の製造地は、この面の下部に記載															
内容量	500ml															
賞味期限	この面の下部に記載															
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください															
製造者	××株式会社▼東京都千代田区永田町××××															
	上段：賞味期限 下段：りんご果汁の製造地 2020. 3. 31 ドイツ、ハンガリー															
	例4～例6	例3～例5														
81頁（原原－64）の答2の最後の行 削除	（原原－65） 2 【中略】 削除	（原原－64） 2 【中略】 （食品表示基準Q & A 附則－4 参照）														
82頁（原原－67）の答	（原原－68） （答）【前略】 https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html	（原原－67） （答）【前略】 http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html														